

公の施設の相互利用に関する協定書

長	井	市
小	国	町
白	鷹	町
飯	豊	町

公の施設の相互利用に関する協定書

長井市、小国町、白鷹町及び飯豊町は、住民の福祉の向上、住民間の交流、公の施設の利用促進を図るため、公の施設の相互利用に関し、次のとおり協定を締結する。

(相互利用施設の範囲)

第1条 相互利用をする公の施設(以下「相互利用施設」という。)は、次に掲げるとおりとする。

施設名称	所在地
長井市民文化会館	長井市館町北5番10号
小国町おぐに開発総合センター	小国町大字岩井沢704番地
白鷹町文化交流センター	白鷹町大字鮎貝7331番地
飯豊町町民総合センター	飯豊町大字椿 3622 番地

(相互利用の対象者)

第2条 相互利用をすることができる者(以下「対象者」という。)は、長井市、小国町、白鷹町及び飯豊町に住所を有する個人及び団体とする。

(相互利用の取扱い)

第3条 長井市、小国町、白鷹町及び飯豊町は、対象者が相互利用施設を使用する場合には、当該相互利用施設に関する条例、規則その他の規程(使用料等の減免に関する事項を含む。)を適用するものとする。

(費用負担)

第4条 相互利用の実施のために要する相互利用施設の運営、管理等に係る費用は、当該相互利用施設を設置する市町が負担する。

(協定の変更)

第5条 この協定の変更は、長井市、小国町、白鷹町及び飯豊町とで協議のうえ行うものとする。

(協定の発効)

第6条 この協定は、令和4年4月1日から発効する。

この協定の締結を証するため、この協定書を4通作成し、それぞれ署名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和4年2月21日

長井市長

小国町長

白鷹町長

飯豊町長
